

会 議 録

会 議 の 名 称	白岡市自治基本条例市民推進会議（第21回）
開 催 日	平成25年5月14日（火）
開 催 時 間	午後7時00分 から 午後7時45分 まで
開 催 場 所	はびすしらおか 会議室1
出席者（出席委員） の氏名・出席者数	会 長 齋藤 信治 委 員 内山 欣春 委 員 大八木健夫 委 員 清水 律子 委 員 本田 尚子 委 員 宮崎 博 委 員 矢島 静江 委 員 山口 孝雄 委 員 渡部 勲 <div style="text-align: right;">計 9 人</div>
欠席者（欠席委員） の氏名・欠席者数	副会長 神田 芳晃 委 員 柴山 利幸 委 員 柳 祐作 <div style="text-align: right;">計 3 人</div>
説明員の職・氏名	主 査 千葉 智則
事務局職員の職・氏 名	市民協働課 課 長 鬼久保 晃一 主 幹 大久保 栄 主 査 千葉 智則
その他会議出席者の 職・氏名	なし
会 議 次 第	別添のとおり
資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第21回白岡市自治基本条例市民推進会議プログラム ・ 白岡市住民投票条例の骨子（修正案） 【資料番号1】 ・ 第20回会議の会議録 【資料番号2】 ・ 第22回白岡市自治基本条例市民推進会議開催通知

発 言 者	会議経過（議事の要旨） 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
鬼久保課長	1 開会 開会を宣する。
齋藤会長	2 あいさつ 齋藤会長から、あいさつがなされる。
	3 議題 (当会議設置要綱第5条第2項により、会長が議長を務める。)
事務局（千葉）	(1) 住民投票条例の骨子(修正案)について 資料1に基づき、前回会議における会議内容及び住民投票条例の骨子（修正案）について説明を行った。
齋藤会長	事務局からの説明が終了した。骨子（修正案）について御意見をお願いしたい。
A委員	パブリックコメントはいつ頃に実施する予定なのか。
事務局（千葉）	6月10日から7月10日の期間で実施する予定である。
B委員	先ほどの事務局の説明の中で、庁内推進会議から指摘があり、パブリックコメントまでの間に骨子の内容を修正するかもしれないという説明があった。変わる可能性がある箇所について簡単に説明してほしい。
事務局（千葉）	庁内推進会議委員からの指摘事項について説明させていただく。 2－（2）の「住民投票の実施が請求されようとする」という表現について、どの段階で請求されようとするのか、また、対象となるのは市民請求のみなのか議会請求も含まれるのかわかりにくいという指摘があった。 次に、4の投票資格者について、住民投票は選挙とは違うのだから公職選挙

	<p>法第 1 1 条第 2 項に規定される選挙犯罪により選挙権・被選挙権を停止された者にも住民投票の投票権を認めてもよいのではないかという意見があった。</p> <p>また、国が成年後見人に投票権を認める方向で動いているのでその動きを注視しながら条例の検討を行った方がよいという意見もあった。</p> <p>続いて、9 の投票の方法について、○・×を記載するという方法では、他事記載等が懸念されるので、合併の是非を問う住民投票の時と同様に○のスタンプを使用することとし、「○・×を自ら記載し」という表現を再検討したらどうかとの意見があった。</p> <p>さらに、9 - (5) の点字投票について、点字には○や×の記号がないことから、点字投票の仕方をよく検討した方がよいとの意見があった。</p> <p>庁内推進会議委員からの意見は以上である。</p> <p>事務局では、これらの意見を踏まえ骨子の内容を検討しているところであり、今後、骨子修正案の部分的な修正を行うことになると思われる。</p> <p>皆さんには、パブリックコメントの実施前に修正後の「骨子」を郵送させていただくので御了解いただきたい。</p>
C委員	2 - (2) は市民請求を対象として考えているということによいのか。
事務局 (千葉)	そのとおりである。
B委員	市民請求を対象とするということがわかるように修正したらどうか。
事務局 (千葉)	そのように修正させていただく。
C委員	5 - (2) の規定により、議会から市長に対して請求がなされた場合、市長はそれを押し戻すことができるのか。
事務局 (千葉)	7 - (1) の規定により、議会請求がなされた場合、市長は住民投票を実施しなければならない。

D委員	2- (1) の⑥「その他住民投票に付することが適当でない」と市長が認める事項」に該当するということで住民投票に適さないと判断された場合、しっかりとした理由を公表してくれるのか。
事務局（千葉）	住民投票を実施しようとする者や市民の方に御理解いただけるような理由を付して公表する。
A委員	2- (2) の「住民投票の実施が請求されようとする事項が」とあるが、それは、窓口で申請書を書いて市が受け付けた段階のことという理解でよいのか。この表現では、どの段階のことを言っているのかわかりにくい。
事務局（千葉）	「住民投票の実施が請求されようとする」段階は、住民投票の実施を請求するために必要となる署名を収集する代表者となるための「住民投票実施請求代表者証明書交付申請」の申請時である。よって、署名収集前となる。
A委員	そのようには読めないで、わかりやすく修正した方がよいのではないか。
鬼久保課長	骨子ということで、どの程度詳細な表現にできるのかはわからないが、なるべくわかりやすい表現に修正する。
E委員	骨子修正案は、前回会議で出た意見を踏まえて、よくまとめられている。
事務局（千葉）	(2) パブリックコメントの実施概要について （仮称）白岡市住民投票条例の骨子に関わるパブリックコメントの実施概要について説明を行った。
F委員	多少的外れな質問となるかもしれないが、市民参画条例に関するパブリックコメントは実施されたのか。
事務局（千葉）	市民参画条例の骨子については、検討不足であったためパブリックコメント

	<p>の実施を見送っている。</p>
F委員	<p>市民参画条例のパブリックコメントは実施しないのか。</p>
事務局（千葉）	<p>市民参画条例については、次回会議以降に再検討を行い、その後にパブリックコメントを実施する予定である。</p>
齋藤会長	<p>(3) その他</p> <p>その他について、各委員又は事務局から何かあればお願いしたい。 (各委員、事務局ともになし)</p>
齋藤会長	<p>本日の議題は以上で終了した。進行を事務局にお返しする。</p>
鬼久保課長	<p>4 事務連絡</p> <p>担当から次回会議日程及び会議録の確認について説明させていただく。</p>
事務局（千葉）	<p>6月は、パブリックコメントの期間中であること、また、選挙管理委員会との住民投票条例に関する協議を行うことその他、業務が重なってしまっているため、第22回の会議は、7月16日（火）午後7時から開催する予定である。内容は、住民投票条例の骨子に関するパブリックコメントの結果について、また、先延ばしさせていただいた市民参画条例についての検討を予定している。</p> <p>前回会議の会議録については、第20回会議の会議録を資料2としてお配りしているため、修正点等があった場合には、5月20日（月）までにご連絡いただけるようお願いしたい。</p>
鬼久保課長	<p>ただ今の説明に対して御意見があればお願いしたい。(特になし)</p>
鬼久保課長	<p>5 閉会</p> <p>閉会を宣する。</p>

